

事務連絡
令和5年3月7日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道業事者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」の
閣議決定について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、水道行政の国土交通省及び環境省への移管に関して、標記法律案が本日閣議決定されましたのでお知らせします。

本法律案については、食品衛生基準行政の消費者庁への移管との束ね法案になっており、食品衛生関連法も含まれています。水道関連では、水道法改正案に加え、水道の災害対応の強化を促進するため水道を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に加える内容等も含まれています。

記

法律案については下記の URL を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/211.html>

(備考) 上記ウェブサイトでは「水道法改正」ではなく、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」という名称となっており、水道法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、関係省庁の設置法その他関連法の改正案が含まれています。

【連絡先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課
TEL:03-3595-2368 高柳、嶋田
E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp